

亀山市消防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第9号

亀山市消防法施行細則の一部を改正する規則

亀山市消防法施行細則（平成17年亀山市規則第114号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の証票」を「及びガス事業法（昭和29年法律第51号）第172条第4項の証票並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第83条第8項の証明書」に改める。

様式第4号、様式第6号及び様式第9号から様式第11号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。